

農林業系汚染廃棄物の焼却処理に取り組んでいます

環境保全課放射能対策推進室 ☎23-6074

焼却処理の概要

東京電力福島第一原発事故により、汚染された農林業系廃棄物の試験焼却については、前処理作業、一般ごみとの混焼、焼却灰の埋立てまでの一連の作業工程と測定結果を確認するため、宮城県の処理方針に基づき、平成30年10月15日から令和元年8月18日まで実施しました。

結果としては、作業工程を予定どおり安全に実施できたこと、また、空間線量および各種の放射性セシウム濃度の測定結果が、いずれも基準値内であったことなどから、一般ごみとの混焼による処理に問題がないことを確認しました。

これらの試験焼却結果や、これまでで開催してきた住民説明会、意見交換会、行政区での説明会などでいただいた多くのご意見などを総合的に判断し、7月15日から、キログラムあたり400ベクレルを超え、8000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の焼却処理を実施することとしました。処理量は、大崎市内に保管している2900トンと、涌谷町、美里町が保管している6900トンの合計3590トンで、処理完了までの期間は約

7年間を予定しています。

これまで寄せられた多くのご意見・不安に対しては、甲状腺検査の実施、風評被害への補償費の立て替えなどを地域への配慮事項として実施することとしており、さらに、焼却灰を大日向クリーンパークへ搬入する際は、学校への通学時間帯および市街地や文教施設の付近を搬入経路からできるだけ除外などの対策を講じ、少しでも地域の皆さまの不安解消となるよう努めていきます。

また、本格的な焼却処理に当たっては、試験焼却の実施時と同様に、各施設周辺地域に焼却処理の実施状況などについての意見交換および課題の整理などを行う協議会を設置し、情報の「見える化」と丁寧な説明を継続することで、地域住民の不安解消に努めていきます。

監視体制については、環境省のガイドラインに基づいた基準を遵守したうえで、空間線量を常時監視できるモニタリングポストの設置や、各種測定項目において放射性セシウム濃度の測定回数を増やすなど、独自の監視体制を強化し、市民の安全・安心を第一に実施していきます。

監視体制・実施体制の強化

焼却施設や最終処分場での空間線量と放射性セシウム濃度の監視体制は、環境省のガイドラインで定めている基準に比べて、測定項目、測定箇所を追加、測定回数・点検回数を

増やすなどの強化策をとっています。(左表参照)

また、空間線量などの測定結果は、広報おさきでお知らせするほか、市ウェブサイト

増やすなどの強化策をとっています。(左表参照)

施設周辺地域への配慮事項

①健康不安被害への対応

健康不安のある人に対して、保健師による健康相談の受け入れ、受診先などを紹介します。

施設周辺の18歳未満の妊婦の人などのうち、希望者に対して甲状腺検査を実施します。実施時期は、令和3年度と令和6年度に予定します。

②農業生産物風評被害への対応
風評被害の申し出があったときは、市が調査・確認を行い、市が責任をもつて補償します。

③施設周辺地域との定期的な意見交換など
施設周辺地域への焼却状況の報告、定期的な意見交換課題整理などを行う場としての協議会を設置します。

④焼却灰運搬車両の走行時間帯
三本木地域における農林業系汚染廃棄物の焼却に伴う焼却灰運搬車両については、通学時間を避けるため、午前8時30分から午後1時まで、午後4時から午後7時までを運搬車両が走行できる時間帯とします。

焼却施設における主な監視体制

区分	基準	監視体制の強化策
①焼却灰中の放射性セシウム濃度	調査単位ごと	週1回
②排ガス中の放射性セシウム濃度	月1回以上	月2回
③バグフィルターの点検	年1回	年2回・ばいじん計で常時監視
④敷地内の空間線量	なし	モニタリングポスト1基で常時監視
⑤敷地外の空間線量	なし	モニタリングポスト3基で常時監視
⑥焼却灰運搬車両	なし	搬出ごとに空間線量計測

最終処分場における主な監視体制

区分	基準	監視体制の強化策
①地下水中の放射性セシウム濃度	月1回	週1回
②放流水中の放射性セシウム濃度	月1回	週1回
③浸出水中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
④放流先河川中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
⑤汚泥中の放射性セシウム濃度	なし	月1回
⑥敷地内の空間線量	週1回	モニタリングポスト2基で常時監視
⑦敷地外の空間線量	なし	モニタリングポスト4基で常時監視
⑧水処理用活性炭の交換頻度	なし	年2回
⑨水系合流地点河川中放射性セシウム濃度	なし	月1回

農林業系汚染廃棄物の保管量

区分	1市2町保管量	うち大崎市保管量
400Bq/Kg以下	3,528 t	3,077 t
400Bq/Kg超 8,000Bq/Kg以下	3,590 t	2,900 t
計	7,118 t	5,977 t

各焼却施設の混焼時間(土曜・日曜日、祝日を除く平日)

施設名(クリーンセンター)	混焼時間帯	時間数	焼却能力
西部玉造	9:30~14:30	5時間	40t/8時間
中央	16:30~翌日6:30	14時間	120t/24時間
東部	10:00~翌日1:00	15時間	96t/16時間

1日あたりの最大焼却処理可能量

施設名(クリーンセンター)	400超~1,000Bq/Kg以下	1,000超~2,000Bq/Kg以下	2,000超~4,000Bq/Kg以下	4,000超~8,000Bq/Kg以下
西部玉造	600Kg	300Kg	150Kg	80Kg
中央	3,500Kg	2,600Kg	1,290Kg	640Kg
東部	2,170Kg	1,080Kg	540Kg	260Kg

焼却対象

- 400Bq/Kg超8,000Bq/Kg以下の農林業系汚染廃棄物
- 平成28年に環境省が実施した測定結果を基本とし、放射性セシウム濃度が400Bq/Kgを超えるロッド(山)に含まれる農林業系汚染廃棄物
ただし、ロッドをすべて再測定し、8,000Bq/Kgを超えるロールがあった場合は除外

焼却処理期間

令和2年7月15日から約7年間

焼却灰の放射性セシウム濃度の上限

1,193Bq/kg(国が示す上限は、8,000Bq/kg)

空間線量の上限

0.23 μ Sv/h(大日向クリーンパーク周辺地域については、0.15 μ Sv/h)

※各焼却施設の混焼時間帯は、施設の稼働状況により変更することがあります。

焼却処理の担当区分と作業工程

- ▶前処理作業:大崎市
- ▶焼却処理(混焼)および焼却灰の埋立処理:大崎地域広域行政事務組合

1 前処理作業

(古川・三本木・鳴子温泉地域)



- 牧草・稲わらの放射性セシウム濃度を測定、焼却濃度ごとに区分
- 保管場所の空間線量を測定
- 牧草・稲わらの細断、袋詰め
- 袋詰めの牧草・稲わらを運搬車両に積載後、二重シートで覆い飛散防止

2 焼却施設の混焼作業

(各焼却施設)



- 計量器で運搬車両を計量し、車両重量を基に搬入量を確認
- 監視の上、通常ごみと混焼
- 焼却灰の放射性セシウム濃度の測定
- 焼却灰を運搬車両に積載後、二重シートで覆い飛散防止

3 焼却灰の埋立作業

(大日向クリーンパーク)



- 散水しながら焼却灰を荷下ろし
- 区画全面にゼオライト層を設置し、その上にセル状に埋め立て、即日覆土
- 埋立地内で搬入車両の下回りを洗浄
- 放流水等の放射性セシウム濃度の測定